

自己点検シート_26 居宅介護支援

事業所名	ケアサポート延寿荘
点検者職・氏名	管理者・城戸 崇
点検年月日	令和8年 7月 23日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。
 ○「都道府県知事」は「市長」に、「都道府県」は「市町村」に読み替えて下さい。
 ○質「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質に関する事項を指します。
 ○体制「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項を指します。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。

基準・・・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

平11老企22・・・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

平12厚告20・・・「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」

平12老企36・・・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
I 基本方針								
		1 基本方針	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものとなっていますか。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に行っていますか。 事業の運営に当たり、市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。	基準第1条の2 第1項 基準第1条の2 第2項 基準第1条の2 第3項 基準第1条の2 第4項	・運営規程 ・重要事項説明書	☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐		
●	2	利用者等の入権の擁護、虐待の防止等のための措置の実施	事業者は、利用者等の入権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか。	基準第1条の2 第5項	・研修記録	☒ ☐ ☐		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
Ⅱ 人員基準								
●		3 従業者の員数	介護支援専門員の数は、常勤で1以上となっていますか。 常勤（ 2人）： 非常勤（ 0人） 介護支援専門員の員数は基準数（利用者の数が44（※）又はその端数を増すごとに1名【ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49（※）又はその端数を増すごとに1名】）を満たしていますか。 ※ 指定介護予防支援の指定を併せて受け、又は指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）から委託を受けて指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に、当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて加えた数	基準第2条	・勤務表 ・介護支援専門員証 ・職員名簿、雇用契約書 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者数がわかる資料	☒	☐	☐
●		4 管理者	常勤・専従（※）の主任介護支援専門員（資格の有効期限内）である管理者を配置していますか。 ※経過措置 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することができる。 （※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。） → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無（☒有・無） ・当該事業所の介護支援専門員と兼務（☒有・無） ・他事業所と兼務している場合は 事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ 呉市地域相談センター ） 職種名：（ センター長、相談員 ） 勤務時間：（ 40時間 ）	基準第3条	・勤務表 ・資格証	☒	☐	☐
Ⅲ 運営基準								
●		5 内容及び手続の説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項	基準第4条第1項	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		5	内容及び手続の説明及び同意	【減算項目】 居宅サービス提供の開始にあたって、あらかじめ介護支援専門員から利用者又はその家族に対して次のことを説明していますか。 ・利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること。	基準第4条第2項	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録	☒	☐	☐
				この内容を利用申込者又はその家族に説明を行い、理解を得ていますか。 （併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。）			☒	☐	☐
				居宅サービス提供の開始にあたって、あらかじめ介護支援専門員から利用者に対して次のことについて説明を行い、理解を得よう努めなければならない。 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。	基準第4条第3項		☒	☐	☐
				指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	基準第4条第4項		☒	☐	☐
		6	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否していませんか。	基準第5条	・要介護度の分布がわかる資料	☒	☐	☐
		7	サービス提供困難時の対応	サービスの提供が困難な場合、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第6条		☒	☐	☐
●		8	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	基準第7条	・被保険者証（写し）又は記載内容の確認書類	☒	☐	☐
		9	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、申請代行等の必要な協力を行っていますか。	基準第8条	・申請代行に関する書類	☒	☐	☐
				利用者申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。		・要介護認定申請書控	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
				要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		・ 要介護認定申請書控	☒	☐	☐
		10	身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族の求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第9条	・ 就業規則 ・ 業務マニュアル	☒	☐	☐
		11	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当しない居宅介護支援を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	基準第10条	・ 運営規程 ・ 領収書控	☐	☐	☒
				利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。		・ 重要事項説明書 ・ 運営規程 ・ 領収書控	☐	☐	☒
				通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。		・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書	☐	☐	☒
				サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法第41条第8項	・ 領収書控	☐	☐	☒
				上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第65条	・ 領収書控	☐	☐	☒
		12	保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	基準第11条	・ 指定居宅介護支援提供証明書控	☐	☐	☒
●		13	指定居宅介護支援の基本的取扱方針	要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	基準第12条	・ 居宅サービス計画書 ・ 居宅介護支援経過	☒	☐	☐
				自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		・ 評価を実施した記録	☒	☐	☐
		14	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準第13条第2号	・ 説明文書 ・ 業務マニュアル	☒	☐	☐
				居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	基準第13条第2号の2号	・ 身体的拘束等に関する記録	☐	☐	☒
				前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	基準第13条第2号の3号	・ 身体的拘束等に関する記録	☐	☐	☒
				居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	基準第13条第3号	・ 居宅サービス計画書	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		14 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。	平11老企22第2の3の(7)の③	・居宅サービス計画書	☒	☐	☐
			居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	基準第13条第4号	・居宅サービス計画書 ・課題分析の記録	☒	☐	☐
			居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	基準第13条第5号		☒	☐	☐
			居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。	基準第13条第6号	・課題分析の記録	☒	☐	☐
			【減算項目】 解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。	基準第13条第7号	・居宅介護支援経過 ・アセスメントの記録	☒	☐	☐
			当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完結の日から2年間保存していますか。	平11老企22第2の3の(7)の⑦	・アセスメントの記録	☒	☐	☐
			アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	基準第13条第8号	・居宅サービス計画書	☒	☐	☐
			【減算項目】 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	基準第13条第9号	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会内容	☒	☐	☐
			＜サービス担当者会議を開催しなければならない場合＞ ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④居宅サービス計画の変更を行う場合（軽微な変更を除く。）			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		14 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	【減算項目】 サービス担当会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）の開催に当たって、やむを得ない理由（※）がある場合には、サービス担当者に対する照会等により意見を求めていますか。 ※やむを得ない理由 ○利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合 ○会議の日程調整を行ったが担当者の事由により参加が得られなかった場合、 ○居宅サービス計画の変更であって利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合	基準第13条第9号、第15号平11老企22第2の3の（7）の⑨	・ サービス担当会議の要点 ・ サービス担当者に対する照会内容	☒	☐	☐
			【減算項目】 居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。	基準第13条第10号	・ 居宅サービス計画	☒	☐	☐
			【減算項目】 居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	基準第13条第11号		☒	☐	☐
			居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等個別サービス計画の提出を求めていますか。	基準第13条第12号	・ 個別サービス計画	☒	☐	☐
			居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第13条第13号		☒	☐	☐
			介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。	基準第13条第13の2号	・ 情報提供の記録	☒	☐	☐
			【減算項目】 実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。（特段の事情とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。）	基準第13条第14号	・ モニタリングの記録 ・ 居宅介護支援経過	☒	☐	☐
① 少なくとも1月に1回、利用者に面接していますか。 ② ①の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行っていますか。ただし、次のいずれにも該当する場合は、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し面接し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 ア テレビ電話装置等を活用することについて、文書により、利用者の同意を得ること。 イ サービス担当会議等において、次に掲げる事項について主事の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 Ⅰ 利用者の心身の状況が安定していること。 Ⅱ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 Ⅲ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。								

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。					
		14 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	【減算項目】 居宅サービス計画の変更の場合には、第3号から第12号に規定する一連の業務を行っていますか。 ただし、利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合は、この必要はない。	基準第13条 第16号 平11老企22第2の3の（7）の⑮		☒	☐	☐
			介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第13条 第17号	・主治医との連絡記録 ・居宅介護支援経過	☒	☐	☐
			介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	基準第13条 第18号	・介護保険施設等との連絡記録 ・居宅介護支援経過	☒	☐	☐
			介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。 ※厚生労働大臣が定める回数 イ 要介護1 1月につき27回 ロ 要介護2 1月につき34回 ハ 要介護3 1月につき43回 ニ 要介護4 1月につき38回 ホ 要介護5 1月につき31回	基準第13条 第18号の2	・居宅サービス計画 ・届出書	☐	☐	☒
			介護支援専門員は、その勤務する指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働省が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。	基準第13条 第18号の3		☐	☐	☒
●			利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	基準第13条 第19号、第19の2号	・居宅サービス計画書 ・主治医の意見書 ・主治医への照会記録 ・居宅介護支援経過 ・主治の医師に居宅サービス計画を交付した記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●			居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っていますか。	基準第13条第20号	・ 居宅サービス計画書 ・ 主治医の意見書 ・ 居宅介護支援経過	☒	☐	☐
			居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。（利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）	基準第13条第21号	・ 居宅サービス計画書 ・ サービス利用票・別表	☒	☐	☐
			居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証し、福祉用具貸与が必要な場合、必要な理由を記載していますか。	基準第13条第22号	・ 居宅サービス計画書 ・ サービス担当者会議の要点	☒	☐	☐
			居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	基準第13条第23号	・ 居宅サービス計画書	☒	☐	☐
		14 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	基準第13条第24号	・ 居宅サービス計画書	☒	☐	☐
			要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	基準第13条第25号		☒	☐	☐
			指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	基準第13条第26号		☒	☐	☐
●			地域ケア会議から、検討を行うための資料や情報の提供、意見の開陳等必要な協力の求めがあった場合に協力していますか。	基準第13条第27号	・ 事務記録等	☒	☐	☐
			居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針が記載されていますか。	平12老企36第2の2(6)		☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		14	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	居宅サービス計画に通院等乗降介助の訪問介護を位置づける場合には、①通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、②利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨、③総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること、が明確に記載されていますか	平12老企36第2の2(7)		☒	☐	☐
		15	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置づけられたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。 居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町又は国民健康保険団体連合会に提出していますか。	基準第14条	・ 給付管理票控	☒	☐	☐
		16	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	次の場合、利用者に直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 ①利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合 ②要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合 ③利用者からの申出があった場合	基準第15条	・ 給付管理票控 ・ 居宅サービス計画書 ・ サービス利用票・別表 ・ 実施状況に関する記録	☒	☐	☐
		17	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。 ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第16条	・ 市町に送付した通知に係る記録	☐	☐	☒
		18	管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。	基準第17条	・ 組織図、組織規程 ・ 業務分担表 ・ 業務報告書 ・ 業務日誌等	☒	☐	☐
●		19	運営規程	指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項	基準第18条	・ 運営規程	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●	20	勤務体制の確保等	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	基準第19条	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）	☒	☐	☐	
			事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助業務についてはこの限りではない。		・勤務表	☒	☐	☐	
			介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	☒	☐	☐	
			特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月～1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。			☒	☐	☐	
			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			☒	☐	☐	
●	21	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。	基準第19条の2	・業務継続計画	☒	☐	☐	
			当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。		・研修・訓練記録	☒	☐	☐	
			介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。			☒	☐	☐	
			定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。			☒	☐	☐	
	22	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準第20条	・平面図 ・設備・備品台帳	☒	☐	☐	
			専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。	平11老企22第2の3の(13)の②		☒	☐	☐	
	23	従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第21条	・健康管理に関する記録	☒	☐	☐	

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●	●	24	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。	基準第21条の2		☒	☐	☐
				①当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。		・ 議事録等	☒	☐	☐
				②当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		・ 感染症の予防及びまん延防止指針	☒	☐	☐
				③当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。		・ 研修・訓練の記録	☒	☐	☐
		25	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供していますか。また、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	基準第22条	・ 法人のホームページ等 ・ 情報公表システム	☒	☐	☐
●	●	26	秘密保持等	従業者及び管理者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第23条	・ 就業時の取り決め等の記録	☒	☐	☐
				従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		・ 就業時の取り決め等の記録	☒	☐	☐
				サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ていますか。		・ 利用者及び家族の同意書	☒	☐	☐
●		27	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	基準第24条	・ 広告物	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		28 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	基準第25条第1項		☒	☐	☐
			事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。	平成11老企22第2の3の(16)の①		☒	☐	☐
			介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	基準第25条第2項		☒	☐	☐
			介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていませんか。	平成11老企22第2の3の(16)の②		☒	☐	☐
			事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	基準第25条第3項		☒	☐	☐
●		29 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応を行っていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数：令和8年6月 0件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：三尾 英恵	基準第26条	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	☒	☐	☐
			苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。			☒	☐	☐
●		30 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や措置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去一年間の事故事例の有無：有・無	基準第27条	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・損害賠償関係書類 ・事故再発防止検討記録	☒	☐	☐
			賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入：有・無			☒	☐	☐
			事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●	31	虐待の防止	当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底していますか。	基準第27条の2	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	☒	☐	☐	
			当該事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。		・虐待の防止のための指針	☒	☐	☐	
			介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。		・研修記録	☒	☐	☐	
			上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		・担当がわかるもの	☒	☐	☐	
		32	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業所の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第28条	・会計関係書類	☒	☐	☐
●	33	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録（書面又は電磁的記録）を整備していますか。	基準第29条	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	☒	☐	☐	
			次に掲げる介護サービスの提供に関する記録（書面又は電磁的記録）を整備し、規則に定める日から2年間保存していますか。 ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議の記録 ・モニタリングの記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過（アセスメント・モニタリング結果記録） ・サービス担当者会議の要点 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	☒	☐	☐	
Ⅳ 変更の届出等									
		34	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を本市に届け出ていますか。	介護保険法第82条	・届出書類の控	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
V 介護給付費関係									
		35 基本的事項	指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定していますか。	平12厚告20の一	・ サービス利用票・別表 ・ 給付管理票 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書	☒	☐	☐	
			指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告20の二		☒	☐	☐	
			1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告20の三		☒	☐	☐	
			要介護である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業所について、次の区分に応じそれぞれの所定単位数を算定していますか。	平12厚告20の別表のイ注1		☒	☐	☐	
			①居宅介護支援費（Ⅰ）（i） 取扱件数（※）が45未満である場合又は45以上の場合において、45未満の部分について算定 (1) 要介護1又は要介護2 1,086単位 (2) 要介護3，要介護4又は要介護5 1,411単位			☒	☐	☐	
			②居宅介護支援費（Ⅰ）（ii） 取扱件数（※）が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定 (1) 要介護1又は要介護2 544単位 (2) 要介護3，要介護4又は要介護5 704単位			☐	☐	☒	
			③居宅介護支援費（Ⅰ）（iii） 取扱件数（※）が45以上である場合において、60以上の部分について算定 (1) 要介護1又は要介護2 326単位 (2) 要介護3，要介護4又は要介護5 422単位			☐	☐	☒	
			※ケアプランデータ連携システムの活用かつ、事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者の場合	平12厚告20の別表のイ注2			☐	☐	☒
			①居宅介護支援費（Ⅱ）（i） 取扱件数（※）が50未満である場合又は50以上の場合において、50未満の部分について算定 (1) 要介護1又は要介護2 1,086単位 (2) 要介護3，要介護4又は要介護5 1,411単位						
			②居宅介護支援費（Ⅱ）（ii） 取扱件数（※）が50以上である場合において、50以上60未満の部分について算定 (1) 要介護1又は要介護2 527単位 (2) 要介護3，要介護4又は要介護5 683単位						

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
				③居宅介護支援費（Ⅱ）（iii） 取扱件数（※）が50以上である場合において、60以上の部分について算定 (1) 要介護1又は要介護2 316単位 (2) 要介護3，要介護4又は要介護5 410単位			☐	☐	☒
		35	基本的事項	※取扱件数 指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の常勤換算方法で算定した員数で除して得た数					
		36	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	平12厚告20の別表のイ注3 別に厚生労働大臣が定める基準第八十二号の二	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録	☐	☐	☒
		37	業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合には要減算】 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	平12厚告20の別表のイ注4 別に厚生労働大臣が定める基準第八十二号の三	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	☐	☐	☒
		38	同一建物等に居住する利用者への減算	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。	平12厚告20の別表のイ注5		☐	☐	☒
		39	運営基準減算	基準告示（※）に該当する場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。 運営基準減算が2月以上継続している場合に、所定単位数を算定していませんか。	平12厚告20の別表のイ注6		☐	☐	☒
		※基準告示八十二 ※基準に適合していなかった場合に減算		(1) 基準第4条第2号（サービス提供開始時に文書を交付して下記の説明をすること） ・複数の指定居宅サービス事業者等の紹介をできるよう求めることができること ・指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること			☒	☐	☐
				(2) 基準第13条第7号（居宅訪問による面接）			☒	☐	☐
				(3) 基準第13条第9号（サービス担当者会議の開催等）			☒	☐	☐
				(4) 基準第13条第10号（居宅サービス計画原案の内容の説明と同意）			☒	☐	☐
				(5) 基準第13条第11号（居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付）			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
			(6) 基準第13条第14号（1月に1回の面接，1月に1回のモニタリング結果の記録）			☒	☐	☐
			(7) 基準第13条第15号（サービス担当者会議の開催等…更新，区分変更）			☒	☐	☐
			(8) 基準第13条第16号（居宅サービス計画の変更についての準用）			☒	☐	☐
		40 特別地域居宅介護支援加算	平24厚告120号に定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が，指定居宅介護支援を行った場合は，所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。	平12厚告20の別表のイ注7 施設基準四十六		☐	☐	☒
		41 中山間地域等における小規模事業所加算	平21厚告83号の一に定める地域に所在し，かつ，施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 ※1月当たり実利用者数が20人以下の指定居宅介護支援事業所であること。	平12厚告20の別表のイ注8 施設基準四十六		☐	☐	☒
		42 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	平21厚告83号の二に定める地域に居住している利用者に対し，通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合は所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	平12厚告20の別表のイ注9		☐	☐	☒
		43 特定事業所集中減算	基準告示(※)に該当する場合には，1月につき200単位を所定単位数から減算していますか。	平12厚告20の別表のイ注10		☐	☐	☒
		※基準告示八十三	正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において、前6月間に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。			☐	☐	☒
		44 サービス種類相互間の算定関係	利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)，認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)，地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービスを受けている場合は，算定していませんか。	平12厚告20の別表のイ注11		☐	☐	☒
		45 初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して，指定居宅介護支援を行った場合その他利用者等告示(※)に適合する場合，1月につき300単位を加算していますか。 ただし，運営基準減算に該当する場合は，加算を算定できない。	平12厚告20の別表のロ		☒	☐	☐
		※利用者等告示五十六 ※いずれかに該当している場合	イ 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し，居宅介護支援を行った場合			☒	☐	☐
			ロ 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		46 特定事業所加算	基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき次の単位数を加算していますか。 ただし、特定事業所加算(Ⅰ)から特定事業所加算(Ⅲ)までのいずれかの加算を算定している場合には、特定事業所加算(Ⅰ)から特定事業所加算(Ⅲ)までのその他の加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 519単位 (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 421単位 (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 323単位 (4) 特定事業所加算(A) 114単位	平12厚告20の別表のハ		☐	☐	☒
		特定事業所加算(Ⅰ) (①～⑬)	① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。 ② 主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。 ※1 少なくとも次のような議題を含めること。 (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (7) その他必要な事項 ※2 議事については記録を作成し、2年間保存すること。 ※3 定期的とは、概ね週1回以上をいう。			☐	☐	☒
		特定事業所加算(Ⅱ) (②, ③, ④, ⑥～⑬)	④ 24時間連絡体制(※)を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ※常時、担当者が携帯電話等により連絡をとることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとること。事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能。			☐	☐	☒
		特定事業所加算(Ⅲ) (③, ④, ⑥～⑬)	⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。			☐	☐	☒
		特定事業所加算(A) (③, ④, ⑥～⑬) ※④, ⑥, ⑪, ⑫は連携可。	⑥ 事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施(※)していること。 ※当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定める。 ※介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。 ※管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。			☐	☐	☒
			⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ※自ら積極的に支援困難事例を受け入れるものでなければならず、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならない。			☐	☐	☒
			⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅰ) (①～⑬)	⑩ 事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(※)であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満(※)であること。 ※介護予防支援の委託件数に1/3を乗じた数を含めること。 ※事業所単位で平均して45名未満でよいが、不当に特定の者に偏るなど適切なケアマネジメントに支障がないよう配慮すること。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅰ) (①～⑬)	⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅰ) (①～⑬)	⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅰ) (①～⑬)	⑬ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅱ)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅲ)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (Ⅲ)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (A)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (A)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。ただし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。			☐	☐	☒
		特定事業所加算 (A)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。 ※当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(①で連携を行っている場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとし、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。			☐	☐	☒
		<算定上の留意事項> ※ 毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存していること。				☐	☐	☒
		47 特定事業所医療介護連携加算	基準告示(※)に該当する場合には、1月につき125単位を算定していますか。	平12厚告20の別表の二		☐	☐	☒
		※基準告示八十四の二 ※いずれにも適合すること。	イ 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携回数(情報提供を受けた回数)の合計が35回以上であること。			☐	☐	☒
		※基準告示八十四の二 ※いずれにも適合すること。	ロ 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 ※ なお、経過措置期間中の対応は以下のとおり。 ・令和7年3月31日まで 5回以上 ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 令和6年3月のターミナルマネジメント加算算定回数×3 + 令和6年4月から令和7年2月までのターミナルマネジメント加算算定回数 = 15回以上			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			ハ 特定事業所加算（Ⅰ），（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること。			☐	☐	☒
		48 入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報（当該利用者の入院日、心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況）を提供した場合は、基準告示（※）に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算のみ算定する。 ※情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。 （1） 入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位 （2） 入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位	平12厚告20の別表のホ		☒	☐	☐
		入院時情報連携加算（Ⅰ） ※基準告示八十五	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能。			☐	☐	☒
		入院時情報連携加算（Ⅱ） ※基準告示八十五	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に入院した場合であって、入院した日から起算して3日目が運営規程に定める指定居宅介護支援事業所の営業日以外に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能。			☒	☐	☐
		49 退院・退所加算	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設に入院（所）していた者が退院（所）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院（所）に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、基準告示に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。 ※同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。 ※原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。 ※カンファレンスに参加した場合は、別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。	平12厚告20の別表のヘ		☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	おまじ
				イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位 ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600単位 ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位 ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750単位 ホ 退院・退所加算(Ⅲ) 900単位 ただし、いずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。					
			退院・退所加算(Ⅰ)イ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。			☐	☐	☒
			退院・退所加算(Ⅰ)ロ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。			☐	☐	☒
			退院・退所加算(Ⅱ)イ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。			☐	☐	☒
			退院・退所加算(Ⅱ)ロ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。			☐	☐	☒
			退院・退所加算(Ⅲ) ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。			☐	☐	☒
		50	通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月1回を限度として50単位を加算していますか。	平12厚告21の別表ト注		☐	☐	☒
		51	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者一人につき1月に2回を限度として200単位を加算していますか。	平12厚告20の別表チ注		☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		52	ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、基準告示(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の以降を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合は、1月につき400単位を加算していますか。	平12厚告20の別表リ注		☐	☐	☒
		※基準告示八十五の三		ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していますか。			☐	☐	☒